

第1章 総則

第1節 目的

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定に基づき、東大阪市防災会議が市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等の実施すべき大綱を定め、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

ここで、この計画の対象となる区域は、東大阪市全域とする。

なお、この計画は次頁のような構成とする。

—東大阪市地域防災計画の構成—

第1編 総則編 【共通】

災害想定

地震：南海トラフ巨大地震想定震度（震度6弱）を上回る生駒断層直下型地震（震度7）

風水害：台風としては、第2室戸台風（S36・9・16 925ヘクトパスカル）

大雨としては、東海豪雨水害（H12・9・11～12、時間雨量93mm）規模

原子力：近畿大学原子力研究所の事故

業務の大綱、会議、災害対策本部の体制等

第2編 災害予防対策編【共通】

災害に強いまちづくり

都市の防災機能の強化など災害防止を目指した対策

災害に即応できるひとづくり

自主防災組織の育成、ボランティア活動環境の整備など市民の災害対応能力の向上を目指した対策

災害に強いシステムづくり

初動体制、情報収集体制、要配慮者の把握体制、災害時医療体制、消火、救助、救急体制など災害の発生に予め整備すべき対策

災害の予防と減災対策

水害予防計画、火災予防計画など災害を予防し被害を軽減するための対策

第3編 地震災害対策編

初動期の活動

地震発生直後の連絡体制、非常参集、災害本部の立上、避難所の開設等の対策

応急復旧活動期

被害情報の収集、消火・救急・医療など人命救助に係わる対策や飲料水、食料の供給、避難、保健

衛生、福祉活動、都市機能の回復など地震発生直後から速やかに講じるべき対策

災害復旧・復興対策

公共施設の復旧、災害復旧事業に伴う財政援助、被災者の生活再建支援等の対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4編 風水害対策編

災害警戒期の活動

気象予報伝達、組織配備体制、関係機関の体制や避難対策等、災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために講じる対策

災害発生後の活動（災害対策本部設置後の活動）

被害情報の収集、救助・救急、医療など人命救助に係わる対策や飲料水、食料の供給、避難、保健

衛生、福祉活動、都市機能の回復などの対策

災害復旧・復興対策

公共施設の復旧、災害復旧事業に伴う財政援助、被災者の生活再建支援等の対策

第5編 その他災害対策編

地震、風水害以外の「事故等その他災害」の対策をまとめたもの。

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、高層建築物・市街地災害、林野火災等への対応

「地震災害対策編」、「風水害対策編」を準用した応急対策

第6編 原子力災害対策編

原子力事業所及びそれ以外からの「原子力災害」に関する対策をまとめたもの。

資料

地域防災計画第1編から第6編に係わる各種資料及び各種様式等をまとめたもの。

第2 防災の課題

本市の既往災害は、火災、豪雨による水害、風水害及び土砂災害が主要なものであった。しかし、生駒断層を直下に抱える本市は、阪神淡路大震災にみられるような直下型大規模地震による災害を想定しておかねばならない。また、平成26年3月に、南海トラフ法に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定された。

大規模地震が発生すると、人、建物及びライフライン等に甚大な被害が予想される。これは、地震の規模にもよるが、本市の特徴でもある密集した木造住宅地区の広がりや道路整備状況にも起因するものである。

この解決のため、まず市民が震災に対する危機意識を持ち、十分な災害対応力を備えること、及び地震発生後、即時に災害対策活動を開始することができる体制を整備することが必要である。更に、これと併せ、災害対策活動及び市民の避難に充分に対応できる道路網の整備、災害拡大の原因である密集した住宅地の解消及び災害の拡大を防ぐために有効なオープンスペースの確保と保全並びに消防水利の確保等を長期的視点に立って、整備し続けていかなければならない。

本市では、平成30年（2018年）6月の「大阪府北部を震源とする地震」、7月の豪雨、9月に襲来した台風第21号により被害が発生し、また、東海豪雨のように近年頻繁に発生する都市部の集中豪雨による都市型水害は、一度発生すればその被害は甚大であり、気象予警報等の情報収集伝達等、減災対策が重要である。

また、南海トラフ地震に関連する情報の市民への適切な提供、さらに、原子力災害については、市内の近畿大学原子力研究所の試験研究炉は極低出力（1W）であるものの、原子力防災体制が必要である。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

大災害が発生した場合には、多くの避難者が想定され、食料品や生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠である。この事に対処するため、市は第1次避難所として指定した施設での整備とともに、その他の場所に物資配送センターの機能も兼ね備えた集中的な備蓄倉庫の整備を進める。

本市では、都市化の進展に伴う高層化、地下空間の増加、多様な産業形態による多種危険物の使用、石油類、LPガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の変化が、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因を創り出しており、地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえることが必要である。

【防災】 災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ること。
(災害対策基本法第2条第2号)

第2節 防災ビジョン

災害から市域のすべての生命、身体及び財産を保護するための防災ビジョン（理想の将来像）は次のとおりとする。

1. どんな災害にも安心できるまち
2. いつどんな災害にも対処できるひと
3. 災害に対して迅速に対応できる体制

1. どんな災害にも安心できるまち

災害に強い都市構造を持ち、防災機能が確保されている、次のようなまちである。

- (1) 災害が発生しにくいまち
- (2) 被害が拡大しにくいまち
- (3) 安全が確保できるまち
- (4) 災害応急対策活動が容易に行えるまち
- (5) 災害復旧が容易に行えるまち

2. いつどんな災害にも対処できるひと

市民並びに事業所、防災関係機関及び市の職員が、防災に強い関心と深い理解を持ち、災害時における自身の役割を踏まえ、冷静沈着に行動できる、次のようなひとである。

- (1) 災害についての知識と対応力を備え、災害から自分自身を保護できるひと
- (2) 災害時に家族や隣人等の安全を配慮し、他者と協力して助け合えるひと
- (3) 災害時に率先して防災活動に協力・従事できるひと
- (4) 災害時に中心的な役割を果たす本部の防災担当従事者であることを自覚する職員
- (5) 避難所運営、応急手当、防災機器の使用方法等、災害応急対策活動に理解が深いひと

3. 災害に対して迅速に対応できる体制

「もの」（施設、建築物、機器）と「ひと」（市民、職員）が災害に強くなったとしても、「災害に対して迅速に対応できる体制」がなければ、大きな効果は期待できない。このため、次のような防災システムを目標とし、防災体制の確立に努めるものとする。

- (1) 信頼できる情報を迅速に収集伝達できる体制
- (2) 役割を明確化している体制
- (3) 意図を伝達・徹底する体制
- (4) 情報を一元化、共有化出来る体制

第3節 基本施策

第1 施策の柱

本計画において、防災ビジョンを実現するための施策の柱は次のとおりとする。

1. 災害に強いまちづくり
2. 災害に即応できるひとづくり
3. 災害に強いシステムづくり
4. 災害の予防と減災対策

第2 施策の概要

1. 災害に強いまちづくり

- (1) 都市防災化計画
- (2) 建築物等災害予防計画
- (3) 文化財災害予防計画
- (4) ライフライン災害予防計画
- (5) 防災資機材等整備計画
- (6) 地震防災緊急事業五箇年計画
- (7) 東大阪市業務継続計画（BCP）の運用

2. 災害に即応できるひとづくり

- (1) 防災知識普及計画
- (2) 防災訓練計画
- (3) 自主防災体制整備計画
- (4) ボランティア支援計画

3. 災害に強いシステムづくり

- (1) 災害に対する事前周知計画
- (2) 緊急情報収集伝達計画
- (3) 要配慮者配慮計画
- (4) 帰宅困難者支援体制の整備
- (5) 災害時医療体制の整備計画
- (6) 緊急輸送体制の整備計画
- (7) 避難体制の整備計画
- (8) 災害時の基本生活環境の整備計画

- (9) 交通確保体制の整備計画

4. 災害の予防と減災対策

- (1) 水害予防計画
- (2) 火災予防対策の推進計画
- (3) 消火・救助・救急体制の整備計画
- (4) 危険物等災害予防計画
- (5) 原子力災害予防計画
- (6) 土砂災害予防計画

第3 施策遂行上の留意事項

- (1) 長期展望に立つ。
- (2) 自助・共助・公助の考え方を基本に市民合意を目指し、市民、事業所、防災関係機関、行政との協働を図る。
- (3) 短期の成果にこだわらず、着実な推進を続ける。
- (4) 障害には常に挑戦を続け、創意工夫を行う。
- (5) 事業計画、指導等の局面又は事務の遂行に際し防災上の観点からの検討も加える。
- (6) 一般施策との協調を図る。
- (7) 危機管理体制を市・関係機関職員及び市民に徹底する。
- (8) 防災情報システム等によるIT化の推進を図る。

第4節 計画の前提条件

第1 自然的条件

1. 地 勢

大阪府東部の内陸部に位置し、西は大阪市に、南は八尾市に、北は大東市に隣接し、東は生駒山を境に奈良県と接している。市域は、東西11.2km、南北7.9kmで、その面積は61.78km²である。

地形は、生駒山地の傾斜地を除いて大部分が起伏の少ない標高5m前後の平坦部が広がっており、市内の主要な河川である、恩智川、玉串川、第二寝屋川、長瀬川が南から北に流れ、寝屋川を経て大阪湾に注いでいる。

方位	地名	経度	方位	地名	緯度
最東	山手町	東経 135° 40' 54"	最南	大蓮東4丁目	北緯 34° 37' 44"
最西	足代1丁目	東経 135° 33' 35"	最北	加納6丁目	北緯 34° 42' 04"

資料：国土地理院「日本の市区町村 位置情報要覧」

2. 気 候

本市は、わが国中央部に位置し、瀬戸内性気候に属している関係から、気候は概して温暖で年平均気温は17℃前後である。平成29年から令和3年の過去5年間における最高は38.9℃、最低は-2.5℃となっている。風向は、大阪湾から時折西寄りの強い季節風が吹くことがあるが、おおむね北東ないし西の風が多く、過去5年間の平均風速は2.4mである。降雨量は、過去5年間における年平均1,536.4mm/年で、令和3年は、5月が最も多く340.0mm/月、次に多かった8月は314.5mm/月を記録している。（気象庁資料から、本市に隣接する北緯34°40.9'、東経135°31.1'地点の気象データに基づく）

3. 地 質

市域の地質は、概ね地形と対応している。低地部は、未固結の砂や粘土からなる沖積層が表層部を被覆している。山麓部は、段丘堆積物や扇状地堆積物等で被われ、山地は基盤岩で領家複合岩類の花崗岩等で構成されている。

(1) 低地部

低地部は、縄文海進時（約4,000～6,000年前）以降に堆積した沖積層が最大層厚20m以上で分布する。なお、砂と泥よりなる沖積層は、一般に細粒分に富み含水比が高く、また、粘土層は非常に軟弱で標準貫入試験値が0という所が多く、地盤沈下等の素因となっている。

(2) 山麓部

山麓部は、生駒山地より押し出された土石流堆積物や扇状地性堆積物が広く分布しており、砂礫や粘土混り砂を主体とした地盤を構成する。

(3) 山地

領家複合岩類の主として粗粒花崗岩よりなり、生駒山頂部には斑レイ岩が分布する。

また本市周辺に、多数の活断層が存在しており、本市山地部及び山麓部を南北には、生駒断層が縦走している。「生駒断層帯の評価」（平成13年5月15日地震調査研究会推進本部）によれば、生駒断層は、生駒断層帯（枚方市から羽曳野市までのほぼ南北に延びる全長約38kmの断層帯）を構成する5つの断層（北から田口断層、交野断層、枚方断層、生駒断層、誉田断層）のうち中央部に位置している。

大阪府周辺の活断層

活断層の名称（活動区間）		マグニチュード・M	地震発生可能性（ランク）
有馬—高槻断層帯		7.5程度	Z
生駒断層帯		7.0～7.5程度	A
六甲・淡路島断層帯	（主部/六甲山地南縁—淡路島東岸）	7.9程度	A
六甲・淡路島断層帯	（主部/淡路島西岸）	7.1程度	Z
上町断層帯		7.5程度	S*
中央構造線断層帯（金剛山地東縁）		6.8程度	Z
中央構造線断層帯（五条谷）		7.3程度	X
中央構造線断層帯（根来）		7.2程度	A

地震調査研究推進本部による活断層をランクごとに表示。（大阪管区气象台提供）

地震発生可能性を表すランクについて

Sランク（高い）：30年以内の地震発生確率が3%以上

Aランク（やや高い）：30年以内の地震発生確率が0.1～3%

Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満

Xランク：地震発生確率が不明（過去の地震のデータが少ないため、確率の評価が困難）

*は切迫度を表し、地震後経過率0.7以上のときに付記する。

（リーフレット「活断層の地震に備える—陸域の浅い地震」近畿地方版 文部科学省・気象庁作成より提供）

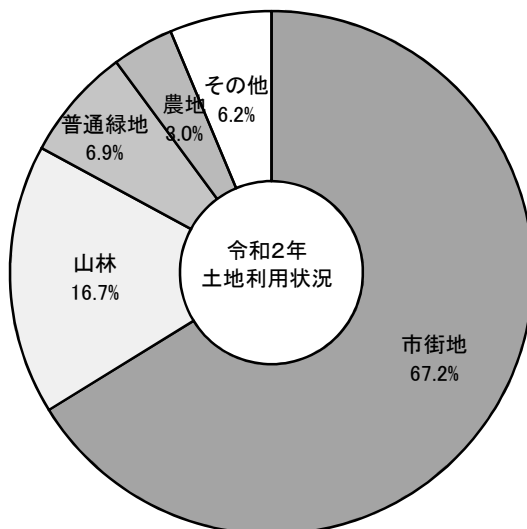
第2 社会条件

1. 人口

本市の人口は、令和2年国勢調査で、493,940人であり、近年僅かながら減少傾向が続いている。

2. 土地利用

市域61.78km²のうち67.2%が市街地、16.7%が山林、6.9%が普通緑地、3.0%が農地となっている。



市街地：一般市街地、商業業務地、工業地、集落地

山林：山林

普通緑地：公園・緑地、社寺敷地・公開庭園、学校、墓地

農地：田・休耕地、畑

その他：水面、低湿地・荒蕪地、公共施設、道路・鉄軌道敷、その他空地

第3 災害の想定

災害は、その発生原因により、台風、豪雨、洪水、地震等の自然現象に起因するものと、大規模な火災、爆発、交通事故等の人為的原因により生じるものとに大別することが出来る。この計画の作成にあたっては、本市における地勢、気象、地質等の自然的条件、更には、市街地の状況、危険物の需要の増大など都市構造の特性、並びに過去において発生した各種災害事例や阪神・淡路大震災を勘案するとともに、今世紀前半にも発生が懸念される南海トラフ地震、平成12年の東海豪雨を代表とする都市型水害、近畿大学原子力研究所における原子力災害等を勘案して、市域に発生が予想される災害をおおむね次のように想定した。また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

1. 地震による災害

(1) 生駒断層帯地震

大阪府では活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり（府全体の）被害を想定している。

府内全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

項目		想定地震	生駒断層帯地震	南海トラフ巨大地震	上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
地震の規模	マグニチュード		7.3~7.7	9.0~9.1	7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.7~8.1
	震度		4~7	5弱~6強	4~7	4~7	3~7	3~7
建物全半壊棟数	全壊		275,316棟	179,153棟	362,576棟	219,222棟	85,700棟	28,142棟
	半壊		244,221棟	458,974棟	329,455棟	212,859棟	93,222棟	41,852棟
出火件数			176(349)件	272件	268(538)件	127(254)件	52(107)件	7(20)件
死傷者数	死者		9,777人	133,891人	12,728人	6,281人	2,521人	338人
	負傷者		101,294人	21,972人	148,833人	90,547人	45,905人	16,194人
罹災者数			1,900,441人	-	2,662,962人	1,514,995人	743,066人	229,628人
避難者生活者数			569,129人	1,915,224人	813,924人	454,068人	217,440人	66,968人
ライフライン	停電		886,814軒	2,341,756軒	2,003,019軒	601,271軒	408,322軒	147,911軒
	ガス供給停止		1,420千戸	1,154千戸	2,931千戸	1,276千戸	642千戸	83千戸
	水道断水		489,6万人	832万人	544.6万人	372.0万人	230.0万人	110.5万人
	固定電話不通(加入者数)		447,174	1,415,000	913,031	417,047	171,112	78,889

（大阪府自然災害総合防災対策(地震被害想定)報告書（平成18年度）より）
※南海トラフ巨大地震は、「大規模地震の想定被害」平成25年度公表

注) 出火件数は地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ）

時)によるものの合計

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

また府では、府内全域に及ぶ被害想定とともにこれを市町村ごとに想定している。以下の表に本市に係る想定を示す。

市は、ここで示される本市に最も大きな影響を及ぼす生駒断層帯地震の想定結果に基づき、避難場所や避難所の整備、緊急物資の整備等を行う。

東大阪市における被害の想定（府実施）

想定地震		生駒断層帯地震	南海トラフ巨大地震	上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
項目	全壊棟数	64,328棟	11,142棟	29,919棟	5,559棟	660棟	649棟
	半壊棟数	34,924棟	36,627棟	30,856棟	10,624棟	1,570棟	1,506棟
建物被害計		99,252棟	47,769棟	60,775棟	16,184棟	2,230棟	2,155棟
炎上出火件数		47(94)件	19件	13(27)件	1(3)件	0(0)件	0(0)件
死者		2,364人	72人	577人	25人	0人	0人
負傷者		7,999人	3,300人	8,169人	2,940人	408人	336人
罹災者数		336,011人	40,625人	193,018人	47,452人	6,988人	6,026人
避難所生活者数		97,444人	24,375人	55,976人	13,762人	2,027人	1,748人
ライフライン	停電	216,740軒	9,090軒	102,827軒	16,917軒	2,772軒	2,630軒
	ガス供給停止	236千戸	36千戸	236千戸	32千戸	0千戸	0千戸
	水道断水	44.6万人	27万人	30.3万人	15.6万人	8.3万人	3.5万人
	固定電話不通 (加入者数)	94,136	8,024	12,551	12,551	6,973	6,973

(大阪府自然災害総合防災対策(地震被害想定)報告書(平成18年度)より)
 ※南海トラフ巨大地震は、「大規模地震の想定被害」平成25年度公表

注) 出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災・交通被害によるものの合計

(2) 南海トラフ巨大地震(海溝型地震)

南海トラフ地震は、概ね100～150年間で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944年)及び昭和南海地震(1946年))が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。(気象庁ホームページから)

南海トラフ沿いで発生する地震に対しては、これまで東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて「東海地震対策大綱」、「東南海・南海地震対策大綱」等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきた。しかしながら、最新の科学的知見を踏まえ、①南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震の同時発生を想定する必要があることを考慮し、政府は、南海トラフ地震対策を推進するため、平成24年8月及び平成25年3月に被害想定等を公表したほか、平成25年5月には具体的な対

策を「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」として取りまとめた。また、同年11月に、南海トラフ地震による災害から国民の生命や財産を保護することを目的として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）が議員立法により改正・成立し、同年12月に施行された。

この南海トラフ法に基づいて、平成26年3月、震度6弱以上の地域や津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等を「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定（1都2府26県707市町村）した。

2. 台風による災害

本市が位置する寝屋川流域における台風の被害は、第二室戸台風（昭和36年9月16日：中心気圧925ヘクトパスカル、最大風速60メートル、室戸岬で最大瞬間風速84.5メートル）によるものが最大で、床上浸水7,673戸、床下浸水9,064戸が挙げられる。この台風による被害は、台風の中心が本市西側の大阪湾を北上し、強い暴風雨と高潮によって発生したものである。

現在、寝屋川河口の安治川大水門・尻無川大水門・木津川大水門の完成等によって、寝屋川からの高潮災害は防がれている。しかしながら、寝屋川流域の約3/4は雨水が自然に河川に流れ込まない内水域であり、さらに、雨水の出口は寝屋川の京橋口1ヶ所であるため内水氾濫の発生する可能性があるのと同時に外水氾濫の発生可能性もあることから、第二室戸台風と同等の規模の台風を想定する。

注）外水氾濫：河川堤防からの越水、破堤等による氾濫

内水氾濫：下水道排水ポンプ等の能力以上の降雨があった場合の排水不良による浸水

3. 集中豪雨による災害

平成12年9月11日から12日に、名古屋市及びその周辺地域に発生した記録的な集中豪雨は、時間雨量93mmで年間降水量の約3分の1が1日で降るという記録的な豪雨により外水氾濫と内水氾濫が発生し、都市機能が麻痺する甚大な被害が発生した（以下「東海豪雨水害」という。）。

これを受け、国は「都市型水害に関する緊急提言（平成12年11月9日）」を公表し、平成13年7月には、洪水予報河川制度の拡充や浸水想定区域制度の創設および洪水ハザードマップ作成の推進などを骨子とした水防法の改正を実施した。大阪府は諮問機関として「大阪府都市型水害対策検討委員会」を設置し、寝屋川流域における浸水予測（シミュレーション）を実施した。具体的には、昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大実績降雨（寝屋川流域の日総雨量311.2mm）及び東海豪雨（2日間雨量567mm）を降雨条件とした浸水想定区域図が作成されている。降雨条件が東海豪雨の場合、主に市北西の第二寝屋川沿いで0.5m～2.0m浸水すると想定される地域があるが、それ以外のほとんどが0～0.5mの浸水想定である。

その後、平成27年5月に水防法の改正を受けて、大阪府が平成30年度末時点での対象河川の河道や対象流域における治水施設等の整備状況等を勘案し、想定最大規模降雨（138.1mm/hr、683mm/24hr：概ね1000年以上に一度発生する確率の降雨）の浸水予測（シミュレーション）をもとに、

洪水リスク表示図を作成した。

本市においては、このシミュレーションの想定最大規模降雨と同等規模の想定とする。

4. 土砂災害

平成25年9月15日から16日の台風第18号による大雨（連続雨量251mm）により、善根寺町6丁目で崖崩れが発生し、阪奈道路が通行止めとなり、崖崩れの対象地域に避難指示を発令した。幸いにして負傷者はなかったものの、全壊家屋1棟、半壊家屋1棟の被害が発生した。

また、その後も平成29年10月の台風第21号、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により、善根寺町6丁目、日下町8丁目、五条町、上六万寺町などで崖崩れが起こり、被害が発生した。

豪雨により発生のある可能性がある土砂災害防止法で定められる土砂災害（特別）警戒区域における急傾斜地の崖崩れや土石流、生駒山地、山麓地域の急傾斜地崩壊危険箇所及び建築基準法で定められる災害危険区域での崖崩れ、土石流危険渓流からの土石流、山地災害危険地区からの土砂流出や山腹の崩壊、宅地造成工事規制区域における崖崩れや土砂の流出を想定する。また、地震による上記の崖崩れ、山腹の崩壊を想定する。

5. 原子力災害

原子力災害とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号 以下「原災法」という。）第2条第4号でいう原子力事業所（以下「原子力事業所」という。）の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質の加工、核燃料物質の使用、これらに付随して行われる運搬）により、放射性物質及び放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬時の場合は輸送容器外）へ放出された事態（原子力緊急事態）により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

また、原子力事業所以外の事業所等において、放射線等が異常な水準で事業所外へ放出された事態により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害（放射線災害）を含む。

(1) 原子力事業所の概要

東大阪市に係る原子力事業所は、次の表のとおりである。

名称	施設概要	所在地	原災法上の位置付け
近畿大学 原子力研究所	試験研究炉 (熱出力1W)	東大阪市小若江3-4-1	原災法第2条第3号ロ（原子炉の設置許可を受けた者）

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）が定められて

いる。

当該指針を踏まえると、大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）においても、近畿大学原子力研究所は、重点区域を設定することを要しない原子力施設としている。

(3) 近畿大学原子力研究所（原子力事業所）の災害（事故）想定

原子炉施設においては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素のような放射性物質及びガンマ線等の放射線の放出形態が想定される。

原子力事業所では、そこで取り扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。

大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）において、当該施設の災害（事故）は、原子炉等規制法による国の安全審査において採用される最大規模の事故を基本として整理されており、同計画では、「近畿大学原子力研究所の試験研究炉は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい」としている。

(4) 原子力事業所以外の災害（事故）想定

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（改正平成24・6・27・法律47号）（以下「障防法」という。）第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）等は、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努めるものとする。

障防法第17条に規定する放射性同位元素取扱事業所については、核燃料物質でないため、臨界のおそれのない施設であるが、防災対策の観点から、原子力事業所に対する原子力防災対策に準じる対策を講じておけば十分に対応できる。

(5) 核燃料物質等の事業所外運搬中の災害（事故）想定

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により、放射性物質及び放射線が放出された場合を想定する。

6. 大規模火災

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった延焼火災災害や本市東部に存在する生駒山系の林野火災災害を想定する。

7. 危険物の爆発等による災害

爆発火災は、化学工場をはじめ多くの事業場で発生しており、いったん発生すると建物や機械設備を大きく破壊するとともに、一時に多くの被害者を出す例が多い。

爆発災害の大部分は、可燃性ガス・蒸気によるものであるが、これは可燃性ガス・蒸気と空気または酸素とが混合されたところに点火源を与えると、ごく短時間で爆発現象が起こり、発生した爆発圧力で大きな被害をもたらすものである。

また、最近では染料、医薬品、農薬、触媒等の製造分野のいわゆるファインケミカル（※）においてもこの種の災害が多く発生している。ファインケミカルにおいては、製造、貯蔵、運搬等の取り扱い条件によっては、爆発や激しい反応を起こす危険性を有しているためである。

このため、本市に存在する工場等からの多様な爆発による災害を想定する。

【ファインケミカル】一般にファインケミカル製品としては、医薬品、写真感光剤、有機顔料、界面活性剤、合成食品、農薬、塗料、染料、接着剤、合成洗剤、化粧品などがあり、ジアゾ化合物、過酸化物質等の反応性の高い化学物質や、反応性や分解性等に関して十分解明されていない化学物質が多く使用されている。

8. 交通災害

本市には、近畿自動車道や阪神高速道路13号東大阪線、第二阪奈道路などの自動車専用道路の他、大阪外環状線（国道170号）や大阪中央環状線（府道2号）、国道308号などの幹線道路が存在する。このような道路では、多重衝突事故等の大規模な事故の発生が懸念される。

また、鉄道ではJR学研都市線、JRおおさか東線、大阪メトロ中央線やそれに続く近鉄けいはんな線、さらに近鉄大阪線や近鉄奈良線等の路線がある。鉄道での災害は、衝突や脱線、転覆、トンネル内での火災等の事故の発生が懸念される。

本市では空港は無いものの、近郊の八尾空港や大阪伊丹空港などが有り、本市上空に主要な航空路が設定されているため、航空機の墜落等も考慮する必要がある。

本市の交通災害に対する想定は、上記の事項を踏まえたものとする。

第5節 防災関係機関等、市民及び事業所の責務

1. 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害情報の共有をはじめ大阪府との緊密な連携を図り、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市民及び事業者の防災意識の高揚を図り、防災活動を促進するため、広報・啓発に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言に努める。

2. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力、助言等を行う。

3. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

4. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

5. 市民・事業所

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業所は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努める。

(1) 市民

平常時から食料、飲料水その他生活必需品の備蓄、避難場所、避難経路や家族との安否確認方法の確認、家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止、自ら所有する建築物の安全性の向上等、災害に対する備えを心がけるとともに、防災関係機関や地域が行う防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承など地域における市民相互の協力体制の構築に努める。

また、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・要配慮者への支援、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力に努めるものとする。

(2) 事業所

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）や非常時マニュアル等の整備に努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水等物資の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止、予想被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めなければならない。

また、災害時における協定締結等、災害応急対策、復旧及び復旧事業の円滑な遂行支援に努める。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1. 市及び大阪府

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
東大阪市	東大阪市の地域に係る災害予防事業の推進に関すること	東大阪市の地域に係る災害応急対策に関すること	東大阪市の所管に属する施設等の復旧に関すること
大阪府	大阪府の地域に係る災害予防事業の推進に関すること	大阪府の地域に係る災害応急対策に関すること	大阪府の所管に属する施設等の復旧に関すること

2. 大阪府枚岡・河内・布施警察署（以下「大阪府警察」という。）

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
大阪府警察 (枚岡警察署 河内警察署 布施警察署)	1 情報の収集・伝達体制の整備に関すること。 2 交通の確保に関する体制の整備に関すること。	1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること 2 被災者の救出救助及び避難指示に関すること 3 交通規制及び管制に関すること 4 広域応援等の要請及び受入れに関すること 5 遺体の検視(死体調査)等の措置に関すること 6 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持に関すること	1 交通規制及び管制に関すること 2 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持に関すること

3. 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿総合通信局	非常通信体制の整備に関すること	1 災害時における電気通信の確保に関すること 2 非常通信の統制管理に関すること 3 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること	

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大阪管区気象台	気象、地象、水象等に関する観測、予報、警報の発表及び伝達に関すること	同左	—
近畿農政局 大阪府拠点		応急食料品及び米穀の供給に関すること	—
東大阪労働基準監督署		災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること	労働者の災害補償に関すること

4. 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第3師団	地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること	1 災害応急対策の支援協力に関すること 2 緊急時モニタリングの支援に関すること	—

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本旅客鉄道 株式会社大阪支社	市内鉄道施設の整備と防災管理に関すること	災害時の鉄道施設の応急復旧、緊急輸送対策及び鉄道通信施設利用の協力に関すること	被災鉄道施設の復旧に関すること
西日本電信電話 株式会社（関西支店）	電気通信施設の整備と防災管理に関すること	1 災害時の非常通信の調整確保及び気象予警報の伝達、電気通信施設の応急復旧等に関すること 2 災害用伝言ダイヤルの提供に関すること 3 特設公衆電話の開設に関すること	被災公衆電気通信施設の災害復旧に関すること
西日本高速道路株式会社 関西支社	市内の所轄道路の整備と防災管理に関すること	被災所轄道路の応急復旧に関すること 道路施設の応急点検体制の整備及び災害時の交通規制や輸送の確保に関すること	被災所轄道路の復旧に関すること

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

阪神高速道路株式会社	市内の所轄道路の整備と防災管理に関する事 と	被災所轄道路の応急復旧に関する事 道路施設の応急点検体制の整備及び災害時の交通規制や輸送の確保に関する事	被災所轄道路の復旧に関する事
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部	ガス施設の整備と防災対策に関する事	1 災害時のガスによる二次災害防止に関する事 2 災害時のガス供給の確保及びガス施設の応急復旧に関する事	被災ガス施設の復旧に関する事
日本通運株式会社 淀川大阪東支店	—	災害時におけるトラックによる救助物資の輸送協力に関する事	—
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力施設の整備と防災管理に関する事	災害時の電力供給確保及び電力施設の応急復旧に関する事	被災電力施設の復旧に関する事
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	1 災害医療活動に関する職員の教育及び訓練に関する事 2 災害時医療活動に係る資機材の整備、備蓄に関する事	災害時における医療救護の活動に関する事	同左
土地改良区 (東大阪市拾六個土地改良区、築留土地改良区、その他土地改良区)	水門及び水路の整備と防災管理に関する事	災害時における医療救護の活動に関する事	被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事
水防事務組合 恩智川水防事務組合 淀川左岸水防事務組合 大和川右岸水防事務組合	1 水防団員の教育及び訓練に関する事 2 水防資機材の整備、備蓄に関する事	災害時における水防活動計画の実施に関する事	被災河川施設の復旧の推進に関する事
近畿日本鉄道株式会社 近鉄バス株式会社	市内の鉄道及びバス施設の整備と防災管理に関する事	災害時の緊急輸送の協力及び施設の応急復旧に関する事	被災鉄道施設の復旧に関する事
大阪市高速電気軌道株式会社(大阪メトロ)	市内電気軌道施設の整備と防災管理に関する事	災害時の電気軌道施設の応急復旧、緊急輸送対策及び電気軌道通信施設利用の協力に関する事	被災電気軌道施設の復旧に関する事
一般社団法人 大阪府トラック協会 東大阪支部	—	災害時におけるトラックによる救助物資の輸送協力に関する事	—

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

日本郵便株式会社 枚岡郵便局 河内郵便局 布施郵便局	—	災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること	同左
一般社団法人 枚岡医師会 河内医師会 布施医師会	—	1 災害時における救護活動に関すること 2 負傷者に対する医療活動に関すること	—
一般社団法人 東大阪市西歯科医師会 東大阪市東歯科医師会	—	1 災害時における救護活動に関すること 2 被災者に対する歯科保険医療活動に関すること	—
一般社団法人布施薬剤師会 河内薬剤師会 枚岡薬剤師会	—	1 災害時における救護及び公衆衛生の活動に関すること 2 医薬品の確保及び供給に関すること	—
公益社団法人 大阪府看護協会	—	1 災害時における救護及び公衆衛生の活動に関すること 2 被災者に対する看護活動に関すること	—
株式会社 ジェイコムウエスト 東大阪局	防災知識の普及等に関すること	1 災害時における広報に関すること 2 緊急放送・広報体制に関すること 3 気象予報・警報・避難情報等の放送周知に関すること	被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6. 原子力事業者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿大学原子力研究所	1 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること 2 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること 3 特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。））及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること	1 災害情報の収集伝達及び通報連絡に関すること 2 原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）の実施に関すること 3 緊急時モニタリングへの協力に関すること 4 緊急時医療活動への協力に関すること 5 他の原子力事業者への協力に関すること	—

	<p>4 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持に関すること</p> <p>5 大阪府東大阪オフサイトセンター（「Off-Site Emergency Managing Control Center」、以下「OFC」という。）への資料の提出に関すること</p> <p>6 防災教育及び防災訓練の実施に関すること</p> <p>7 原子力防災知識の普及、啓発に関すること</p> <p>8 環境放射線監視への協力に関すること</p>	<p>6 その他、大阪府・関係市町村等が実施する原子力防災対策への協力に関すること</p>	
--	---	---	--

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
東大阪市赤十字奉仕団	—	災害時における医療、助産等救護の協力及び避難所開設時における協力に関すること	—
東大阪商工会議所 東大阪市商店会連合会 市内農業協同組合	—	災害時における物価安定についての協力及び救助物資、復旧資材の確保等の協力に関すること	—
危険物等の取り扱い施設	危険物等の防災管理に関すること	災害時における危険物等の保安措置に関すること	—
ため池管理者	ため池の整備と防災管理に関すること	ため池の被害調査に関すること	—
その他公共的活動を営むもの	—	市が行う防災活動について、公共的業務に応じた協力に関すること	—

第7節 防災体制部局、班の事務分掌

防災体制部局、班の事務分掌は次のとおりとする。この内容は、あくまで基本的なものであり、防災体制部局、班は、これに限定することなく柔軟に対応するものとする。

なお、防災体制とは、本部設置時の市における体制であり、準警戒配備、警戒配備の本部を設置するに至らない場合は、本部体制に準じた体制をとる。

今後、業務継続計画（BCP）の運用を重ねていく中で、特別非常時優先業務の庁内組織での横断的な人員の配置を構築し、新たに防災班体制を確立していく。

共通事項

防災体制班	予防活動
総務班もしくは◎のある組織	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議に関すること ・部局内招集計画の作成に関すること ・部局内の防災対策の総括に関すること ・部局内の災害時活動マニュアルの総括に関すること ・受援用個別マニュアルの策定に関すること ・災害時応援団体、事業者等との協定締結・事前調整等に関すること ・部局内の連絡調整に関すること ・防災に係る普及啓発に関すること
事務局各班 (総務班もしくは◎のある組織を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・班内の災害時活動マニュアルの策定に関すること ・防災対策の運営支援に関すること ・災害時応援団体、事業者等との協定締結・事前調整等に関すること ・防災に係る普及啓発に関すること
活動組織各班 (総務班もしくは◎のある組織を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・班内の災害時活動マニュアル(所管施設を含む)の策定に関すること ・受援用個別マニュアルの策定に関すること ・災害時応援団体、事業者等との協定締結・事前調整等に関すること ・防災対策の運営支援に関すること ・防災に係る普及啓発に関すること

事務分掌(予防活動)

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	予防活動		
事務局			危機管理室	指揮班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の企画に関すること ・自主防災組織の育成に関すること ・防災訓練に関すること ・防災会議に関すること ・連絡会議に関すること ・防災行政無線の運用統制及び非常緊急通信に関すること ・災害関連情報の収集に関すること ・事務局の運営マニュアルに関すること ・避難所配備職員、緊急被害状況調査員の選出の調整に関すること 		
			市長公室	秘書課	総務班	・共通事項	
				政策調整室 内部統制推進室	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・各部総務班の情報取りまとめに関すること ・共通事項 	
				広報課 市政情報相談課	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災にかかる市民への広報・啓発活動及び情報伝達に関すること ・防災にかかる市民等の要望、相談等の受付に関すること ・共通事項 	
			企画財政部	企画室 企画課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災にかかる市政への反映に関すること ・共通事項 	
				企画室 行財政改革課 財政課	事務局応援班	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織部局内の連絡調整に関すること ・共通事項 	
				資産経営室	管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、施設等の防災・防火体制の管理に関すること ・応急仮設住宅の建設用地の選定に関すること ・ため池(財産区)の防災に関すること ・共通事項 	
			行政管理部	法務文書課	総務班	・共通事項	
				職員課 人事課 給与福利課	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員の選出に関すること ・職員の参集状況の把握に関すること ・他の市町村への応援職員の派遣に関すること ・職員の防災研修に関すること ・職員の防災活動にかかる食料・飲料水等の備蓄に関すること ・共通事項 	
				契約検査室	運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時物資調達に関する事業者との連携に関すること ・共通事項 	
				情報政策室	情報管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の整備に関すること ・共通事項 	
			統計班		<ul style="list-style-type: none"> ・情報の整理、管理に関すること ・共通事項 		
			危機管理室、市長公室、企画財政部、行政管理部			受援班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時受援を想定した各種課題の事前解決に関すること ・災害時物資供給マニュアルに関すること
			出納室◎			出納班	・共通事項
			議会事務局	庶務課◎ 議事調査課		議会班	<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市議会BCP(業務継続計画)に関すること ・共通事項
活動組織	指名職員		要配慮者調査員	・避難行動要支援者の実態把握に関すること			
			緊急被害状況調査員	・道路及び建築物状況の実態把握に関すること			
			避難所配備職員	・避難所開設方法の習熟に努めること			

第1編 総則編【共通】
第1章 総則 第7節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	予防活動	
活動組織	人権文化部		文化のまち推進課◎ 文化財課 多文化共生・男女共同参画課 人権室 長瀬人権文化センター 荒本人権文化センター	人権文化支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に向けた防災情報の提供に関すること ・共通事項 	
			市民生活部	市民生活総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書交付に関する体制整備及び事務の習熟に関すること ・共通事項
				市民課 行政サービスセンター	市民対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書交付に関する体制整備及び事務の習熟に関すること ・共通事項
				市民室 消費生活センター 医療保険室 国民年金課 医療助成課	避難所応援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設方法の習熟に努めること ・罹災証明書交付に関する体制整備及び事務の習熟に関すること ・共通事項
	地域活動支援室	避難所班		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設方法の習熟に努めること ・災害時物資供給及び災害時物資配送センター運営の協力に関すること ・共通事項 		
		公民連携協働室◎			<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 	
	税務部		税制課◎ 市民税課 固定資産税課 納税課	家屋被害認定調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害認定調査の習熟に関すること ・共通事項 	
	都市魅力産業スポーツ部		産業総務課◎ モノづくり支援室 商業課 労働雇用政策室 農政課 国際観光室 スポーツのまち推進室	物資調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、民間の応援団体及び民間業者等への協力依頼に関すること ・物資配送センター運営マニュアルに関すること ・人権文化部と連携して行う、観光や経済活動で来訪する外国人への避難行動の啓発に関すること ・共通事項 	
		選挙管理委員会事務局◎		搬送支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 	
		監査委員事務局◎				
		公平委員会事務局◎				
		農業委員会事務局◎				
	福祉部		地域福祉課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉体制の充実整備にかかる部内及び関係部局との調整に関すること ・要配慮者調査員の選出の調整に関すること ・避難行動要支援者の情報収集及び名簿作成に関すること ・(仮称)災害ボランティアセンターのボランティア受入れに関するマニュアルに関すること ・共通事項 	
			指導監査室 障害者支援室 高齢介護室	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係機関、施設等への協力依頼に関すること ・共通事項 	
生活支援部		生活福祉室◎ 福祉事務所（3ヶ所）				
子どもすこやか部		子ども家庭課◎ 施設給付課 施設利用相談課 施設指導課 子ども見守り相談センター 保育課 児童相談所設置準備室	保育班	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園の災害時活動マニュアル等に基づく訓練に関すること ・共通事項 		

局	部	室・課	防災体制班	予防活動	
活動組織	健康部	保健所	地域健康企画課 環境薬務課（薬務担当）	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の整備に関すること ・医師会等の調整に関すること ・健康部内の調整に関すること ・毒物及び劇物による危害防止に関すること ・共通事項
			食品衛生課 環境薬務課（環境担当） 環境衛生検査センター	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康被害の発生源となる施設の把握調査及び啓発に関すること ・共通事項
			健康づくり課 母子保健・感染症課 保健センター（3ヶ所）	保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における心のケア等の対策に関すること ・共通事項
		斎場管理課	処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の遺体の収容、処理に関すること ・共通事項 	
		市立東大阪医療センター 法人本部 事務局 医務局 看護局 医療技術局 薬剤部 医療の質・安全管理部 地域医療連携室	医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療活動に関する職員の教育及び訓練に関すること ・災害時医療活動に係る資機材の整備、備蓄に関すること ・共通事項 	
	環境部		環境企画課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する部内及び関係部局との調整に関すること ・共通事項
			循環社会推進課 環境事業課 環境事業所（4ヶ所） 美化推進課	清掃班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理体制の確保に関すること ・共通事項
			公害対策課 産業廃棄物対策課	公害対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・公害危険対象物の把握調査及び関係事業所への啓発に関すること ・共通事項
		都市計画室◎		計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・都市づくりに関すること ・土木部、建築部への応援に関すること ・共通事項
		交通戦略室◎		交通班	<ul style="list-style-type: none"> ・土木部、建築部への応援に関すること ・共通事項
	土木部		道路管理室◎ 道路整備室 河川課	土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生危険箇所の把握調査に関すること ・共通事項
			土工工営所	工営所班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生危険箇所の把握調査に関すること ・土砂災害、水害等に係る防災に関すること ・共通事項
			みどり景観課 公園課	公園班	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項
	建築部		住宅政策室◎ 住宅改良室 市街地整備課 建築営繕室 建築指導室	建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・危険建築物の把握調査に関すること ・共通事項

活動組織	局 部		室・課	防災体制班	予防活動
	上下水道局	水道総務部	総務課 管財課 水道経営室	水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策に係る局内及び関係部局との調整の総括に関する事 ・事務局及び上水道部内の調整の総括に関する事 ・他都市等との応援協定に関する事 ・共通事項
お客様サービス室			応急給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水にかかる事前計画に関する事 ・応急給水の実施に関する事 ・共通事項 	
水道施設部		配水施設課	水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・配水施設の把握調査、安全確認、応急復旧、資材・資料等の整備に関する事 ・応急復旧にかかる事前計画に関する事 ・共通事項 	
		水道整備室 水道管理室	水道管路班	<ul style="list-style-type: none"> ・管路の把握調査、安全確認、応急復旧、資材・資料等の整備に関する事 ・応急復旧にかかる事前計画に関する事 ・共通事項 	
下水道部		下水道総務室総務契約課	下水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道部内の調整の総括に関する事 ・総合治水の総括に関する事 ・下水道に係る災害時活動マニュアルに関する事 ・共通事項 	
		下水道総務室経営管理課 サービス推進室 下水道維持管理課 計画課 建設課 下水ポンプ施設課	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道溢水等に係る防災の総括に関する事 ・災害発生危険箇所の把握調査に関する事 ・共通事項 	
教育委員会事務局		教育政策室 小中一貫教育推進室 施設整備室	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 	
		学校教育部	教育救援班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育にかかる災害時活動マニュアル及び防災教育に関する事 ・応急教育の事前計画に関する事 ・教職員との防災対策にかかる連絡調整に関する事 ・地域主催の防災訓練への参加等、教職員の防災対策にかかる地域との連携に関する事 ・共通事項 	
		社会教育部	教育応援班	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施設にかかる災害時活動マニュアル等に基づく訓練に関する事 ・共通事項 	
消防局		総務部	総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防力の整備に関する事 ・消防団に関する事 ・他都市等との応援協定の締結に関する事 ・共通事項
			人事教養課	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項
		警防部	予防広報課	予防広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・自主防災組織等への防災意識啓発に関する事 ・事業所等の予防査察に関する事 ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、危険物等の防災措置に関する事 ・予防広報に関する事 ・共通事項
			警備課	警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防御、人命救助、救急等の訓練に関する事 ・自主防災組織の訓練に関する事 ・各種災害消防活動マニュアルに関する事 ・市民、自主防災組織、行政組織部局職員等への応急手当等の指導に関する事 ・ヘリコプターの運用等に関する事 ・広域応援等に関する事 ・消防水利の整備等に関する事 ・警防計画に関する事 ・共通事項
			通信指令室	通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・局内の招集計画に関する事 ・通信指令に関する事 ・共通事項
	消防署		消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域の消防団に関する事 ・署内の招集計画に関する事 ・災害に係る消防活動に関する事 ・防火管理体制に関する事 ・消防水利の整備、確保、保護手入れ等に関する事 ・機械器具の整備保全に関する事 ・市民、自主防災組織、行政組織部局職員等への応急手当等の指導に関する事 ・災害防御、人命救助、救急等の訓練に関する事 ・共通事項 	

第1編 総則編【共通】
第1章 総則 第7節 防災体制部局、班の事務分掌

共通事項

防災体制班	災害対策活動
総務班もしくは◎のある組織	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の災害連絡体制、非常招集及び参集状況の報告に関する事 ・所管施設、設備等の安全確認と被害状況の把握に関する事 ・人的、物的応援要請要求及び受入れに関する事 ・事務局との連絡調整及び連絡会議に関する事 ・部局の災害活動の総括に関する事 ・部局内各班の活動指示、応援及び補完に関する事 ・部局内の連絡調整に関する事 ・部局内の他の班に属さないこと ・事務局の指示のもと、他部局の支援に関する事 ・事務局の運営支援に関する事
事務局各班 (総務班もしくは◎のある組織を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の運営支援に関する事 ・部局の支援及び事務局の支援のもと、他部局の支援に関する事
活動組織各班 (総務班もしくは◎のある組織を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への避難誘導に関する事 ・被災者の救出活動に関する事 ・負傷者の搬送に関する事 ・人的、物的応援要請要求及び受入れに関する事 ・班内の連絡体制に関する事 ・部局の支援及び事務局の指示のもと、他部局の支援に関する事

事務分掌（災害対策活動）

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
事務局	市長公室		危機管理室	指揮班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に関する事 ・本部長等の諮問事項に関する事 ・災害関連情報の把握に関する事 ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の総括に関する事 ・連絡会議に関する事 ・部局内調整会議及び事務局調整会議に関する事 ・大阪府災害対策本部との連絡調整に関する事 ・防災会議に関する事 ・大阪府、自衛隊等への応援要請及び調整に関する事 ・災害対策の総括に関する事 ・防災行政無線の運用統制及び非常・緊急通信に関する事 ・動員配備体制に関する事 ・ヘリコプター発着基地に関する事
			秘書課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長の秘書に関する事 ・災害視察者等の応接に関する事 ・被災地の視察及び慰問に関する事 ・共通事項
			政策調整室 内部統制推進室	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・各部総務班の情報取りまとめに関する事 ・災害対策本部の運営支援・庶務に関する事 ・部局内調整会議及び連絡会議の庶務に関する事 ・共通事項
		広報課 市政情報相談課	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び災害対策活動の記録に関する事 ・災害に係る広報活動に関する事（市外部に対して支援を求める情報発信を含む） ・避難情報等に伴う対象地域への広報に関する事 ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の広報班に関する事 ・報道機関との連絡調整に関する事 ・防災関係機関広報担当との連絡調整に関する事 ・災害写真撮影及び記録等の作成に関する事 ・災害に係る市民相談及びその情報化、報告に関する事 ・共通事項 	
		企画室 企画課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の配分に関する事 ・災害復旧の総括的計画に関する事 ・防災関係機関又は指定公共機関（公共交通機関を除く）との連絡調整及び活動状況についての把握に関する事 ・共通事項 	
		企画財政部 財政課	事務局応援班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算に関する事 ・事務局の他の班に属さないこと ・部の非常招集及び配置に関する事 ・共通事項 	
		資産経営室	管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急被害状況調査員の活動等被害状況の把握に関する事 ・庁舎、施設等の被害状況の把握とその対応に関する事 ・車両の確保と運行管理計画及び実施に関する事 ・総合庁舎24時間電話交換業務の実施に関する事 ・ため池（財産区）の被害調査に関する事 ・共通事項 	

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第7節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動	
事務局	行政管理部		法務文書課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の運営支援に関すること ・災害に係る諸証明の総括に関すること ・災害救助法の運用申請に関すること ・共通事項 	
			職員課 人事課 給与福利課	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理に関すること ・職員の動員配備に関すること ・各部・班の活動状況の掌握に関すること ・災害対策要員の確保に関すること ・災害対策に係る市職員の給与に関すること ・災害対策要員備蓄物資等の配分に関すること ・被災職員、家族の調査に関すること ・職員再配置及び各部・班間の調整等に関すること ・共通事項 	
			契約検査室	運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達計画作成、購入契約（搬送を含む）に関すること ・共通事項 	
			情報政策室	情報管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の確保・復旧に関すること ・危機管理センターの運営補助に関すること ・共通事項 	
	統計班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の整理、管理に関すること ・災害の統計に関すること ・共通事項 				
	危機管理室、市長公室、企画財政部、行政管理部			受援班	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府、協定市町村等への応援要請、調整等に関すること ・避難所の物資（飲料水、食料、生活必需品等）の需要の把握と供給等の集約に関すること ・受援にかかる総括に関すること 	
	出納室◎			出納班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係費の出納に関すること ・義援金の收受及び保管に関すること ・共通事項 	
	議会事務局	庶務課◎ 議事調査課		議会班	<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市議会BCP（業務継続計画）に関すること ・議員との連絡に関すること ・共通事項 	
	活動組織			指名職員	要配慮者調査員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における要配慮者の状況把握に関すること ・避難行動要支援者に係る安否確認等の情報収集に関すること
					緊急被害状況調査員	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査に関すること ・緊急情報収集、報告に関すること
避難所配備職員					<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関すること ・避難所の物資（飲料水、食料、生活必需品等）の需要の把握と供給等に関すること ・避難所収容者の掌握に関すること ・避難所の閉鎖及び収容者の移転に関すること 	
人権文化部	文化のまち推進課◎ 文化財課 多文化共生・男女共同参画課 人権室 長瀬人権文化センター 荒本人権文化センター	人権文化支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人等の被災者支援に関すること ・通訳ボランティアの活動に関すること ・文化財の被害調査・確認、復旧に関すること ・共通事項 			

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第7節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動					
活動組織	市民生活部	市民生活総務課	市民生活総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携協働室との連絡調整に関すること ・大災害における指定外避難可能施設等の緊急把握、手配、伝達広報に関すること ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地对応マニュアル」の住民安全班に関すること ・罹災証明書（火災を除く）の交付に関すること ・共通事項 					
					市民課 行政サービスセンター	市民対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急被害状況調査員の情報収集伝達時の協力に関すること ・避難情報等に伴う市民の退去避難誘導に関すること ・周辺部の被災情報に関すること ・住民相談等に関すること ・罹災証明書（火災を除く）の交付に関すること ・死亡届出数の総括に関すること ・行政サービスセンター施設の被害調査、安全確認、応急復旧に関すること ・行政サービスセンター内の連絡体制の確保に関すること ・共通事項 			
					市民室 消費生活センター 医療保険室 国民年金課 医療助成課	避難所応援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の応援に関すること ・罹災証明書（火災を除く）の交付に関すること ・共通事項 			
		地域活動支援室	避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、避難者等の総括的掌握に関すること ・避難所の開設及び運営に関すること ・避難施設の安全確認に関すること ・避難所等への職員派遣に関すること ・避難所開設のための情報収集に関すること ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地对応マニュアル」の住民安全班に関すること ・避難所のボランティア受入れに関すること ・避難所の閉鎖及び収容者の移転に関すること ・避難情報の発令・開設避難所等にかかる自治会への情報伝達・広報に関すること ・共通事項 						
	公民連携協働室◎	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による市税等の減免に関すること ・家屋被害認定調査に関すること ・共通事項 								
	税務部	税制課◎ 市民税課 固定資産税課 納税課	家屋被害認定調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による市税等の減免に関すること ・家屋被害認定調査に関すること ・共通事項 						
	都市魅力産業スポーツ部	産業総務課	産業総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・物資配送センターの設置及び運営（物資の受入れ、検収、管理、仕分け、搬送等）の総括に関すること ・共通事項 					
					モノづくり支援室 商業課 労働雇用政策室 農政課 国際観光室 スポーツのまち推進室	物資調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急資機材の調達等に関すること ・商工業の被害調査に関すること ・農畜産業等の被害調査に関すること ・中小企業の災害復旧資金に関すること ・物資配送センターの設置及び運営（物資の受入れ、検収、管理、仕分け、搬送等）に関すること ・人権文化部と連携して行う、観光や経済活動で来訪する外国人への避難行動の啓発に関すること ・自衛隊活動拠点の設置に関すること ・災害対策本部（被災状況に応じて東大阪アリーナとする場合）の設置に関すること ・共通事項 			
	選挙管理委員会事務局◎	福祉部	地域福祉課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握及び支援に関すること ・要配慮者調査員の情報取りまとめに関すること ・災害ボランティアセンターの連絡調整に関すること ・福祉体制の確立に関すること ・共通事項 					
	監査委員事務局◎					福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設利用者の安全確保に関すること ・要配慮者の把握及び支援に関すること ・負傷者救護に関すること ・要配慮者の情報に関すること ・災害生業資金等の貸付に関すること ・義援金及び見舞金の支給に関すること 			
	公平委員会事務局◎							生活支援部	生活福祉室◎ 福祉事務所（3ヶ所）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の被害調査、安全確認、応急復旧状況等の把握に関すること ・共通事項
	農業委員会事務局◎									

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第7節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動	
活動組織		子どもすこやか部	子ども家庭課◎ 施設給付課 施設利用相談課 施設指導課 子ども見守り相談センター 保育課 児童相談所設置準備室	保育班	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園児の安全確保に関する事 ・保育園児、保護者の被災状況の調査に関する事 ・避難所における保育に関する事 ・保育施設等の被害調査、安全確認、応急復旧に関する事 ・共通事項 	
		健康部	保健所	地域健康企画課 環境薬務課（薬務担当）	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護体制の確立のための情報収集に関する事 ・救護所の設置・運営に関する事 ・大阪府、災害拠点病院、日本赤十字社等への応援要請に関する事 ・負傷者搬送の総括に関する事 ・薬事、毒物及び劇物に関する事 ・災害医療体制に係る総括に関する事 ・福祉部及び市立東大阪医療センターとの連絡調整に関する事 ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の医療班に関する事 ・消防局、医療班及び医師会との連絡調整に関する事 ・共通事項
				食品衛生課 環境薬務課（環境担当） 環境衛生検査センター	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の医療班及び放射線班に関する事 ・感染症患者の家屋等の消毒に関する事 ・各種衛生試験及び検査に関する事 ・被災地の防疫に関する事 ・食品衛生及び環境衛生に関する事 ・動物保護等に関する事 ・共通事項
			健康づくり課 母子保健・感染症課 保健センター（3ヶ所）	保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療班編成要員の派遣に関する事 ・感染症患者発生に対する措置（消毒を除く）に関する事 ・保健衛生に関する事 ・被災者の健康相談及び心のケア対策に関する事 ・避難所におけるトリアージに関する事 ・共通事項 	
			斎場管理課	処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の収容、処理に関する事 ・火葬件数の把握に関する事 ・共通事項 	
			市立東大阪医療センター	法人本部 事務局 医務局 看護局 医療技術局 薬剤部 医療の質・安全管理部 地域医療連携室	医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣及び受援に関する事 ・傷病者等の受入れ及び搬出に関する事 ・共通事項
		環境企画課		総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する部内及び関係部局との調整に関する事 ・共通事項 	
		環境部		循環社会推進課 環境事業課 環境事業所（4ヶ所） 美化推進課	清掃班	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃関連の情報収集に関する事 ・被災地域のごみ、瓦礫等の応急処理に関する事 ・清掃関連施設等の被害調査、安全確認、応急復旧等に関する事 ・共通事項
				公害対策課 産業廃棄物対策課	公害対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における公害に関する事 ・災害時における産業廃棄物に関する事 ・災害アスベストに関する事 ・仮設トイレの設置等に関する事 ・被災地域のし尿の処理に関する事 ・共通事項

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第7節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
			都市計画室◎	計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・土木部、建築部への応援に関する事 ・共通事項
			交通戦略室◎	交通班	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関との連絡調整及び活動状況の掌握に関する事 ・土木部、建築部への応援に関する事 ・共通事項
	土木部		道路管理室◎ 道路整備室 河川課	土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・重機、資機材、要員等の手配の総括に関する事 ・道路交通情報の収集に関する事 ・道路交通規制に関する事 ・道路通行障害物除去に関する事 ・河川、水路、ため池、急傾斜地等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事 ・街路樹の被害調査、安全確認、応急対策等に関する事 ・土砂災害、水害の被害状況の調査に関する事 ・道路、橋梁等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事 ・共通事項
			土木工営所	工営所班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の応急復旧等に関する事 ・河川、水路、ため池等の応急復旧等に関する事 ・土砂災害、水害に係る災害対応に関する事 ・建設工事業者への協力依頼に関する事 ・共通事項
			みどり景観課 公園課	公園班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の緊急避難場所（公園・緑地）から避難所への避難誘導に関する事 ・公園の被害調査、安全確認、応急復旧等に関する事 ・共通事項
	建築部		住宅政策室◎ 住宅改良室 市街地整備課 建築営繕室 建築指導室	建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、避難所等の防災拠点施設の被害調査、安全確認等に関する事 ・市営住宅の被害調査、安全確認、応急復旧等に関する事 ・施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関する事 ・開発行為に伴う災害現場の応急措置及び災害復旧に係る指導に関する事 ・災害復旧建築についての指導に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・建築物の応急危険度判定及び宅地危険度判定活動に関する事 ・共通事項
			総務課 管財課 水道経営室	水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項
	上下水道局	水道総務部	お客様サービス室	応急給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水の実施に関する事 ・共通事項
			配水施設課	水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・配水施設の被害調査、安全確認、応急復旧等の活動に関する事 ・共通事項
		水道施設部	水道整備室 水道管理室	水道管路班	<ul style="list-style-type: none"> ・管路の被害調査、安全確認、応急復旧等の活動に関する事 ・共通事項
			下水道総務室総務契約課	下水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項
		下水道部	下水道総務室経営管理課 サービス推進室 下水道維持管理課 計画課 建設課 下水ポンプ施設課	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害、水害危険個所の把握調査及びその対応に関する事 ・河川、水路、ため池、下水道施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事 ・共通事項
			教育政策室 小中一貫教育推進室 施設整備室	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害調査、安全確認、応急復旧等に関する事 ・共通事項
	教育委員会事務局	学校教育部		教育救援班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童（園児、児童、生徒）の安全確保に関する事 ・児童等とその家族の被災状況の調査に関する事 ・避難者の収容等に係る協力に関する事 ・負傷者救護に関する事 ・被災者に対する炊き出しに関する事 ・教職員との災害活動時の連絡調整に関する事 ・学用品の給与に関する事 ・応急教育に関する事 ・教職員との災害復興活動にかかる連絡調整に関する事 ・共通事項
			社会教育部	教育応援班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者救護に関する事 ・避難者の収容等に係る協力に関する事 ・社会教育施設の被害調査、安全確認、応急復旧等に関する事 ・社会教育施設利用者の安全確保に関する事 ・共通事項

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
活動組織	消防局	総務部	総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局との連絡調整に関すること ・消防団に関すること ・原子力災害時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の運営支援に関すること ・局における災害情報収集の総括に関すること ・共通事項
			人事教養課	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の安否及び参集状況の確認に関すること ・消防職員の労務管理及び安全衛生に関すること ・共通事項
		警防部	予防広報課	予防広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴室と協力しての災害広報に関すること ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、危険物等の災害対応措置に関すること ・火災原因損害調査に関すること ・火災・救急・救助等に係る国、府及び関係機関への報告に関すること ・消防活動に係る災害情報の収集に関すること ・共通事項
			警備課	警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の運営支援に関すること ・消防隊等の活動状況の収集に関すること ・広域応援等に関すること ・警戒区域の設定等に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・共通事項
			通信指令室	通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防通信の運用に関すること ・局の非常招集に関すること ・参集時に消防職員が収集した被害情報等の収集に関すること ・共通事項
		消防署		消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の警防活動及び住民安全に関すること ・警戒区域の設定等災害現場における消防活動に関すること ・災害防衛、人命救助、救急、避難誘導に関すること ・火災による災証明書発行に関すること ・予防広報班に準じる活動 ・災害現場の情報収集に関すること ・資機（器）材等の運用に関すること ・共通事項

第8節 非常配備体制

第1 非常配備体制の組織

非常配備体制の組織は、災害が発生又は発生のおそれがある場合、市民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施し、緊急に情報の収集及び市域の被害の実態を把握し、効果的に災害対策を実施する組織であり、本部会議、事務局及び活動組織からなる。

第2 組織

1. 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員からなり、重要事項を審議し、決定するものとする。

2. 事務局

事務局は、危機管理室、市長公室、企画財政部、行政管理部、出納室及び議会事務局の職員によって構成し、本部の事務運営を行う。

3. 活動組織

- (1) 活動組織は、本部会議の決定及び事務局からの指示に基づき活動するものとする。
- (2) 活動組織は、公民連携協働室、都市魅力産業スポーツ部、人権文化部、税務部、市民生活部、福祉部、生活支援部、子どもすこやか部、健康部、環境部、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部、消防局、上下水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局からなる。
- (3) 活動組織は、各部に部長、副部長を置くものとする。各部には班を置き、班はそれぞれ班長、副班長及び班員からなる。副部長又は副班長は、部長又は班長を補佐し、部長又は班長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、部長及び副部長並びに班長及び副班長が不在の場合又は参集が遅れる場合は、次のいずれかの者が指揮を代行し、以後、上席者が到着するたびに部長代行及び班長代行は交代し、部長の及び班長の到着をもって指揮代行は終了する。

部:総務担当課長、予め総務担当課長が指名する職員

班:行政組織の代行順に準じる職員

4. 本部員

- (1) 本部員は、公民連携協働室長、市長公室長、企画財政部長、行政管理部長、都市魅力産業スポーツ部長、人権文化部長、税務部長、市民生活部長、福祉部長、生活支援部長、子どもすこやか部長、健康部長、環境部長、都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長、消防総務部長、会計管

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第8節 非常配備体制

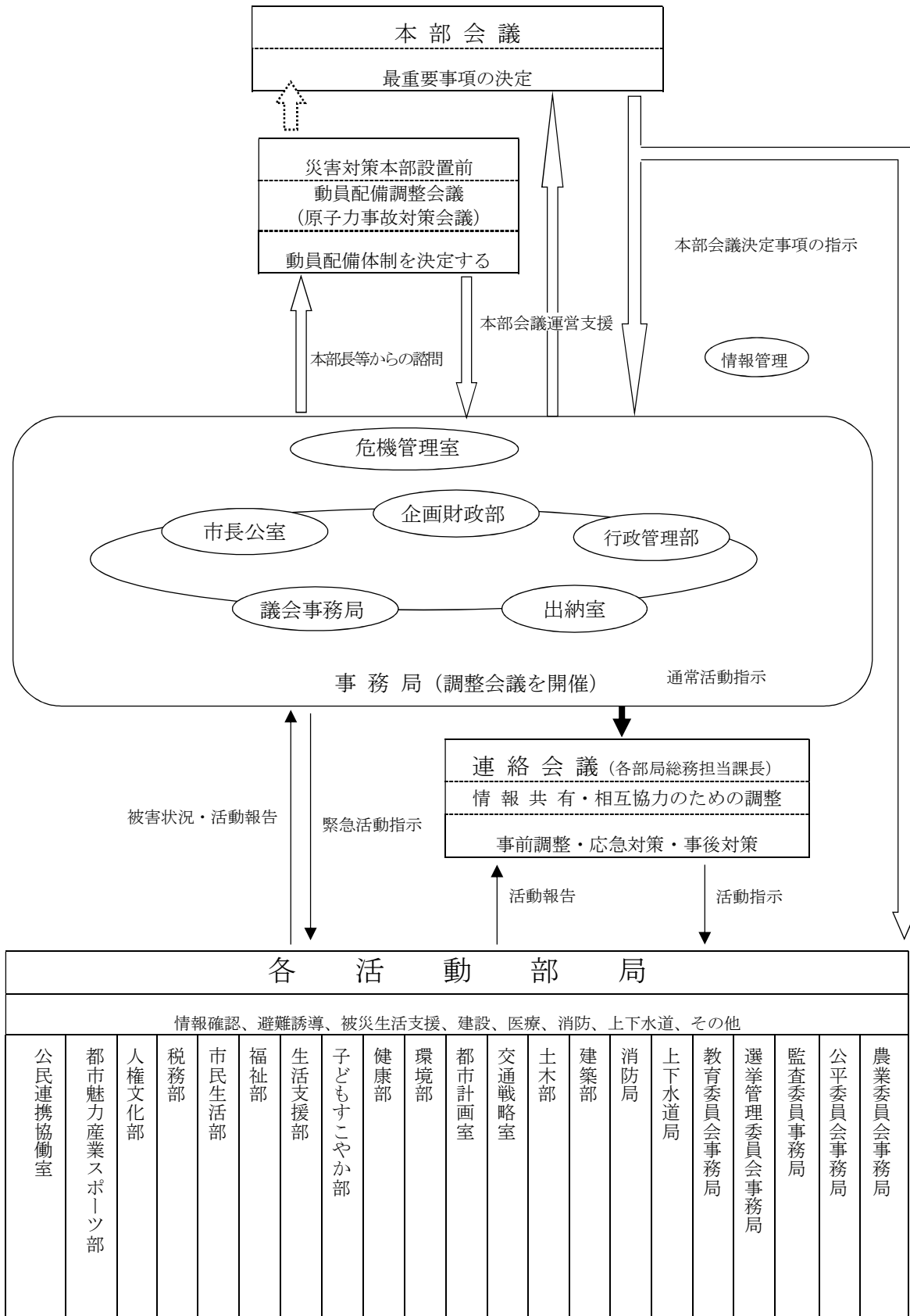
理者、水道総務部長、水道施設部長、下水道部長、教育長、教育次長、教育監、施設整備室長、学校教育部長、社会教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局長からなる。

(2) 本部員は、本部会議の決定及び事務局からの指示に基づき活動組織を直接指揮するものとする。

5. 非常配備体制機能の確保、充実

災害対策に従事する職員用として、飲料水・食料等の確保に努める。

災害時活動体系



第3 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部（※）（以下「本部」という。）の設置

(1) 設置基準

ア. 地震

(ア) 震度5弱以上を観測したとき

(イ) 震度5弱に満たない場合であっても、相当規模の災害が発生し、市長が災害対策活動の推進を図るため必要があると認めたとき

イ. 台風、大雨、その他の災害

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が災害対策活動の推進を図るため必要があると認めたとき

ウ. 原子力災害

(ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条。以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき

(イ) 国から本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき

(ウ) その他市長が認めたとき

(2) 本部設置の時期

市長の在席若しくは到着又は副市長、危機管理監、市長が予め指名した者のいずれかの在席若しくは到着をもって、本部設置の時期とする。ただし、市長、副市長、危機管理監、市長が予め指名した者が不在のとき若しくは到着が遅れる等のときは、本部員2名以上によって本部設置の時期とする。

(3) 本部長及び副本部長

ア. 市長を本部長とし、副市長及び危機管理監並びに市長が予め指名した者を副本部長とする。

イ. 市長が不在の場合は、副市長、危機管理監又は市長が予め指名した者を本部長臨時代行とすることができる。

(4) 本部長の代行者

ア. 本部長臨時代行

最初に参集した2名の本部員の内、上席者を本部長臨時代行とし、次のいずれかの者が参集するまでその任にあたり、以後上席者が到着するたびに本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって、本部長臨時代行は終了する。

市長 副市長 危機管理監 市長が予め指名した者

イ. 本部長代行の指名

本部長は必要があるときは、副本部長の中から本部長代行を指名することができる。

(5) 設置場所

本部は、原則として本庁舎に置くこととする。本庁舎が震災により使用することが危険になるなど使用不能に陥った場合は、総合体育館（以下「東大阪アリーナ」という。）に置くこととする。東大阪アリーナが使用不能となったときは、適当な場所を別途定める。

本庁舎以外の場所に本部を設置したときは、直ちに防災関係機関に設置場所を報告するものと

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第8節 非常配備体制

する。本部を設置したときは本部入口に「東大阪市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(6) 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、本節第2「組織」及び本章第7節「防災体制部局・班の事務分掌」に定めるところによる。

【災害対策本部】市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が防災対策の推進を図るため必要があると認めるとき、災害対策基本法第23条及び東大阪市災害対策本部条例（昭和42年3月30日東大阪市条例第97号）に基づき設置する。

2. 本部の廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (3) その他本部長が適当と認めるとき。

第4 夜間・休日等における市長(本部長)の緊急登庁

1. 本部長の緊急登庁の決定

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、上記第3 災害対策本部の設置 1 災害対策本部の設置 (1)設置基準に達したとき、又は自らがその必要性を判断したときには、緊急登庁するものとする。

2. 本部長の所在状況の確認依頼

上記1の場合において、事務局は、本部長の所在状況を確認した上で、緊急登庁開始地点を決定する。

3. 本部長の緊急登庁

本部長は消防局の車両により緊急登庁するものとする。

4. その他

事務局及び消防局は、本部長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。

第5 本部を設置するに至らない場合の体制

1. 準警戒配備体制

(1) 設置基準

ア. 地震

(フェーズ1)

震度3を観測したとき。

(フェーズ2)

震度4又は隣接市町で震度4以上を観測したとき。

イ. 台風

(フェーズ1)

災害発生の恐れがある気象情報が発表される等通信情報活動の必要があるとき。

(フェーズ2)

台風の進路予想に本市が含まれており、総雨量が第1警戒体制雨量100mmを超えると予測されるとき。

ウ. 大雨

(フェーズ1)

大雨洪水注意報が長期間発表されているとき又は大雨洪水警報が発表される等通信情報活動の必要があるとき。

(フェーズ2)

大雨警報が長期間にわたり発表され、総雨量が第1警戒体制雨量100mmを超えると予測されるとき。

エ. 原子力

(フェーズ1)

特定事象に至る恐れがある事象(※)、安全上重要な事象又は社会的影響が大きいと考えられる事象が発生し、通信情報活動の必要があるとき。

(フェーズ2)

特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象又は社会的影響が大きいと考えられる事象が発生し、通信情報活動の必要があり、同時にOFC(※)へ職員の派遣の必要があるとき。

【特定事象に至るおそれがある事象】に該当する事象とは、次のとおり。

- ① 府が設置する環境放射線モニタリング設備(以下「府モニタリング設備」という。)において、10分以上又は2地点で同時に $0.2\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき(ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)
- ② 原子力事業者が事業所の敷地境界附近に設置した放射線測定設備において、10分以上 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき(ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)
- ③ 東大阪市において震度5弱以上を観測したとき
- ④ 原子力事業者より警戒事態事象発生連絡があったとき

【OFC】（オーエフシー）Off-Site Emergency Managing Control Center

緊急事態時に、国、大阪府、関係市町や原子力事業所などの防災関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点。緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）

オ. その他の災害

（フェーズ1）

即報基準（※）に至ったとき。

（フェーズ2）

災害が拡大化、長期化するおそれがあるとき

【即報基準】

消防組織法第40条の規定に基づく「火災・災害等即報要領」に定める「第2 即報基準」により報告すべき火災・災害等に示す基準

火災等即報死者数、救出までの時間、林野火災等の延焼面積・燃焼時間等の基準がある。

カ. 共通設置基準

上位体制を廃止し縮小に向かう場合に、当該フェーズが必要と認められるとき

(2) 指揮及び体制

ア. 危機管理監が指揮を行う。

イ. 危機管理監不在の場合は、危機管理室長が指揮を代行する。

ウ. 体制は本部体制に準じる

(3) 廃止の時期

ア. 災害発生のおそれがなく、調査等の事務が終了したとき。

イ. 警戒配備体制又は非常配備体制をとる必要が生じたとき。

ウ. 危機管理監が適当と認めたとき。

2. 警戒配備体制

(1) 設置基準

ア. 地震

震度4又は隣接市町で震度4以上を観測し、警戒対応の必要があるとき。

イ. 台風

台風の接近が間近に迫るなど警戒対応の必要があるとき。

ウ. 大雨

長期間の警報や土砂災害警戒情報など災害発生の恐れがある気象情報が発表され、警戒対応の必要があるとき。

エ. 原子力

特定事象（※）が発生したとき。

【特定事象】に該当する事象とは、次のとおり。

- ① 原子力事業者が事業所の敷地境界附近に設置した放射線測定設備において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※）の放射線量を検出したとき
- ② 火災・爆発等により事業所内の管理区域外の場所で、 $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- ③ 排気筒等の通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界附近で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の放出等を検出したとき
- ④ 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた場所で $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき

【Sv】とは、被ばくに関する単位で線量（等価線量又は実効線量）を表す。

$1\text{Sv}=1,000\text{mSv}$ （ミリシーベルト） $=1,000,000\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）となる。
参考目安として、胃のX線集団検診で 0.6mSv 、胸のX線集団検診で $0.05\sim 0.1\text{mSv}$ 程度を一瞬であるが被ばくしていることになる。

オ. その他の災害

災害が拡大化、長期化するおそれがあり、警戒対応の必要があるとき。

カ. 共通設置基準

上位体制を廃止し縮小に向かう場合に、当該警戒配備体制が必要と認められるとき

(2) 指揮及び体制

ア. 副市長事務分掌規則において危機管理室を担当する副市長（以下「担当副市長」という。）が指揮を行う。

イ. 担当副市長が不在の場合は他の副市長が、他の副市長が不在の場合は、危機管理監が、危機管理監が不在の場合は市長が予め指名した者が指揮を代行する。

ウ. 体制は本部体制に準じる。

(3) 廃止の時期

ア. 災害発生のおそれがなく、市民の間合わせ等が解消し、調査等の事務が終了したとき。

イ. 非常配備体制をとる必要が生じたとき。

ウ. 担当副市長が適当と認めたとき。

3. 各部局対応フェーズ

上記1. 2のほか、各部局においては、事務分掌に基づき、対象となる事象ごとに別途「各部局対応フェーズ」の整備により必要な配備体制を確立し、体制を整備し、部局内調整会議を開催し、各配備期において適切な災害対策活動を行うもの。

なお、消防局については、別途警防規程による体制とする。

第6 現地災害対策本部

1. 現地災害対策本部の設置

本部設置体制下において、局地的に著しい災害が発生し又は発生が予想される場合において現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、本部長の指示により、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

2. 組織及び運営

- (1) 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員その他の職員を置く。
 - ア. 現地本部長、現地副本部長は、本部会議構成員の内から本部長が指名する。
 - イ. 現地本部員は、本部構成員の内から現地本部長が指名する。
- (2) 現地本部長は、現地本部の事務を処理する。
- (3) 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3. 現地本部の設置場所

現地本部は、現地本部を設置する原因となった災害現場付近など、現地指揮をとるのに有利な公共施設等（公園、広場等を含む）に設置する。

現地本部を設置するのにふさわしい公共施設がない場合で適当な民間施設がある場合には、応急公用負担等によりこれを行う。

4. 事務分掌

- (1) 災害状況の掌握・本部への報告
- (2) 現地災害応急対策の立案、決定
- (3) 防災関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 必要な応援班、要員の要請と応援期間、集結場所等の指定
- (5) 現地災害対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- (6) 本部長の特命事務
- (7) その他

5. 現地本部の廃止

現地本部の廃止は、本部長がこれを指示する。

6. 原子力災害に係る現地本部

原子力災害に係る現地本部の設置、組織及び運営等の詳細については、原子力災害編に定めるとおりとする。

第9節 会議

第1 防災会議

東大阪市防災会議条例（昭和42年3月30日東大阪市条例第96号）の定めるところより、東大阪市地域防災計画を作成し実施する。

第2 本部会議

本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害応急対策活動の最高決議機関であり、災害応急対策活動の重要事項を決定する。

第3 動員配備調整会議

副市長、危機管理監、市長が予め指名した者、市長公室長、企画財政部長及び行政管理部長をもって構成し、災害発生又は災害発生のおそれがあるときに動員配備体制を決定する。

第4 連絡会議

危機管理室長（議長）と各部局の総務担当課長をもって構成し、防災情報共有、相互協力の調整を図る。

第5 部局内調整会議

各部局内で行う会議で、情報共有、災害応急対策活動等の調整を図る。

第6 原子力事故対策会議

市長、副市長、危機管理監のほか市長が予め指名した者、市長公室長、公民連携協働室長、企画財政部長、行政管理部長、市民生活部長、福祉部長、子どもすこやか部長、健康部長、消防局長、上下水道事業管理者、教育長、保健所長及び危機管理室員をもって構成し、特定事象等が発生したときに、応急対策活動等の事項を決定する。

動員体制及び会議の開催基準（自然災害他）

* 状況等に応じて、市長(本部長)が必要と認めるときは、当基準と異なる動員配備体制をとる。

	各部署対応フェーズ	準警戒配備期		警戒配備期	非常配備期		
		フェーズ1	フェーズ2		A号配備	B号配備期	
		準警戒対応		警戒対応	準緊急事態対応	緊急事態対応	
対象となる事象	地震	震度3		震度4又は隣接市町で震度4以上	震度4又は隣接市町で震度4以上を観測し、警戒対応の必要があるとき	震度5弱以上	震度6弱以上
	台風	災害発生のおそれがある気象情報が発表される等各部署において活動の必要があるとき	災害発生のおそれがある気象情報が発表される等通信情報活動の必要があるとき	台風の進路予想に本市が含まれており、総雨量が第1警戒体制雨量100mmを超えると予測されるなど、準警戒対応の必要があるとき	台風の接近が間近に迫るなど警戒対応の必要があるとき	市長が必要と判断したとき	同左
	大雨	大雨洪水注意報が長期間発表されているとき等、各部署において対応の必要があるとき	大雨洪水注意報が長期間発表されているとき又は大雨洪水警戒報が発表される等、準警戒対応の必要があるとき	大雨警戒報が長期間に亘り発表され、総雨量が第1警戒体制雨量100mmを超えると予測されるなど、準警戒対応の必要があるとき	長期間の警戒報や土砂災害警戒情報など災害発生のおそれがある気象情報が発表され、警戒対応の必要があるとき	市長が必要と判断したとき	同左
	その他の災害	即報基準(*)に至る恐れのある災害	即報基準(*)に至った災害 * (死傷者数、救出までの時間、また林野火災などの場合は、延焼面積、燃焼時間などの各基準)	災害が拡大化、長期化するおそれがあり、警戒対応の必要があるとき		必要に応じて市長が召集	市長が必要と判断したとき
配備内容	各対応に応じられる体制	通信情報活動に応じられる体制	災害に対する現地調査活動・通信情報活動・避難者に対する避難所開設・要配慮者への対応・災害広報体制・災害対策本部事務局業務等	二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検・整備を行なう体制	災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制	市が全力をあげて対応しなければならない非常事態に対応する体制	
参集者	各部署において対応	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 危機管理室、公民連携協働室、市民生活部、福祉部、生活支援部、健康部、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部、上下水道局(水道総務部、水道施設部、下水道部)、施設整備室、市長公室、企画財政部、行政管理部、出納室、議会事務局 上記の各部署の長、総務担当課長及びそれぞれあらかじめ指名された職員(次長級以上の職員、等) 開設する第1次避難所の施設管理者 そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員(本庁舎以外で総務担当課が所在せず、災害応急活動のない所属は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監及び危機管理室員 各部次長級以上の職員、総務担当課長及び開設する第1次避難所の施設管理者、等 都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監及び危機管理室員 各部次長級以上の職員、総務担当課長、避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員及び開設する第1次避難所の施設管理者、等 都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 全職員の2分の1程度の職員 	全職員	
会議の開催	動員配備調整会議	動員配備調整会議	動員配備調整会議	動員配備調整会議	災害対策本部会議		
	必要により連絡会議	必要により連絡会議	必要により連絡会議	必要により連絡会議	連絡会議		

動員体制及び会議の開催基準（南海トラフ地震臨時情報発表時）

*状況等に応じて、市長（本部長）が必要と認めるときは、当基準と異なる動員配備体制をとる。

フェーズ	警戒配備期	非常配備期
発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)
配備期間	南海トラフ地震臨時情報が発表されてから1週間 (この期間は参集者の交代制により24時間体制をとるが、その場合でも、即応できる人数・職員で備えるものとする。ただし、当期間中、少なくとも副市長1名及び危機管理室員1/3体制をとることとする。)	
配備内容	後発大規模地震等に備えてする情報収集及び市民への備えの周知を行う体制	
参集者	副市長、危機管理監、危機管理室員、そのほか副市長及び危機管理監が必要と認めた場合の担当職員	
参集者以外の職員の体制	臨時情報が発表された時は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価されるため、参集対象外の職員であっても即応体制を整えることとする。	
会議の開催	災害対策本部会議	
	連絡会議	

動員体制及び会議の開催基準（原子力災害）

* 状況等に応じて、市長（本部長）が必要と認めるときは、当基準と異なる動員配備体制をとる。

	各部局対応フェーズ	準警戒配備期		警戒配備期	非常配備期		
		フェーズ1	フェーズ2		A号配備	B号配備期	
		準警戒対応		警戒対応	準緊急事態対応	緊急事態対応	
対象となる事象	原子力	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象、又は社会的影響が大きい事象が発生する等、各部局において対応の必要があるとき	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象、又は社会的影響が大きい事象が発生する等、準警戒対応の必要があるとき	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象、又は社会的影響が大きい事象が発生する等、準警戒対応の必要があり、同時にOFCへ職員の派遣の必要があるとき	特定事象が発生したとき	緊急事態宣言が発出されたとき	市長が必要と判断したとき
配備内容	各対応に応じられる体制	消防局から事故概要の危機管理室への連絡受信をはじめとする通信情報活動に応じられる体制	危機管理監を含む危機管理室内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する現地調査活動、避難者に対する避難所開設、要配慮者への対応、災害広報体制、災害対策本部事務局業務等 ・OFCへの職員の派遣 ・現地事故対策連絡会議（国）に参加 ・二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検、整備を行う体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制 ・災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制 ・東大阪市現地対策本部の設置 ・OFCへの職員の派遣増員 ・原子力災害合同対策協議会（国）等に参加 	市が全力をあげて対応しなければならぬ非常事態に対応する体制	
参加者	各部局において対応	危機管理監、危機管理室員	危機管理監、危機管理室員、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員	危機管理監、危機管理室員、部長級以上の職員、総務担当課長、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員及び原子力災害時の第1次避難所の施設管理者等、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員	危機管理監、危機管理室員、部長級以上の職員、総務担当課長、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員及び原子力災害時の第1次避難所の施設管理者等、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員等及び全職員の2分の1程度の職員	全職員	
会議の開催	動員配備調整会議	動員配備調整会議		原子力事故対策会議	災害対策本部会議 東大阪市現地対策本部		
	必要により連絡会議	必要により連絡会議		必要により連絡会議	連絡会議		

第1編 総則編【共通】

第1章 総則 第10節 計画の習熟及び修正 第11節 計画の細部の事項

第10節 計画の習熟及び修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要がある場合はこれを修正し、効果的な計画の整備に努めるものとする。なお、原子力災害に係る箇所の修正に際しては、大阪府地域防災計画の原子力災害対策編を基本とする。

また、この計画を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、平素から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、災害時活動マニュアルの策定、研修、訓練等の方法によって計画の習熟に努めるとともに、災害時の対応能力を高めるものとする。

さらには、計画の内特に必要な事項については、市民へその周知徹底を図るものとする。

第11節 計画の細部の事項

この計画に基づく防災上の諸活動を行うにあたって、必要な細部の事項については、防災関係機関において定めるものとする。